

(案)

情審通第※※号
平成19年8月※※日

総務大臣 菅 義偉 殿

情報通信審議会

会長 庄山 悅彦

印

答申書

平成19年5月24日付け諮問第1175号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記の通り答申する。

記

大分ケーブルネットワーク株式会社の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である。

なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべきと考える。おって、その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである。

以上

主 文

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

2 再送信の業務を行うことができる区域

大分県大分市的一部分（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記 1 のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

大分市	明野東 1 丁目から明野東 5 丁目まで、明野北 1 丁目、明野北町、明野高尾 1 丁目から明野高尾 2 丁目まで、明野天然町、池の平、明野西 1 丁目から明野西 2 丁目まで、明野紅陽台、大字小池原、明野南 1 丁目から明野南 3 丁目まで、明野ハイツ 1 丁目から明野ハイツ 2 丁目まで、明野法勝台 1 丁目から明野法勝台 4 丁目まで、サンランド高城、東原、高城団地、則小池、高城台、大字葛木、コモンライフ高城、大字千歳（見晴台）、大字猪野、大字森、鶴崎コスモス団地、大字森町、大字南、大字鶴瀬、大字常行、大字丸亀、大字下徳丸、大字上徳丸、大字堂園、大字閑門の各全域 大字皆春、大字横尾の各一部
-----	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和48年7月30日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県大分市の一帯において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者であるアル・ケー・ビー毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）、株式会社テレビ西日本（以下「TNC」という。）及び株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し、平成19年1月から平成19年3月まで協議を求めたが、協議が調わなかったとして平成19年3月23日本件申請を行った。

申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成16年6月からは大分県の放送事業者と、平成19年1月からは福岡県の放送事業者と、福岡県の放送事業者の放送対象地域の外において行われる再送信（以下「区域外再送信」という。）に係る協議を平成19年3月まで継続してきた。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、引き続き再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることが視聴、利用している加入者に対しての責務であると考えている。

申請者は、これを実現するために、区域外再送信の同意を得られるよう、福岡県の放送事業者と何度も協議を重ねてきたが、福岡県の放送事業者は、大分県の放送事業者の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始した。また、大分県の放送事業者は、承諾できない最大の理由として、経営に対する

影響が大きすぎるという点を主張し続けてきた。

平成19年1月に入り、申請者が大分県ケーブルテレビ協議会に参加し、話し合いをする中で、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、大分県ケーブルテレビ協議会会員とともに、福岡県及び大分県の放送事業者と協議を継続してきた結果、当事者間協議をこれ以上続けても合意に至る進展が望めないことを双方とも確認するに至り、平成19年3月本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RKBが、平成19年4月26日法第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 放送の再送信をどの地域で認めるかは放送事業者に固有の判断事項である。放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性にかんがみ、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を負っているわけでもない。情報格差の是正等についても、時代の変化等もあり、再送信に同意しなければならない特段の理由ではなく、むしろ、極めて深刻なさまざまな弊害がある。また、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送事業の放送の意図としての地域性」には「一定の合理性」がある旨明記されているが、この考えは、有線テレビジョン放送による再送信にも適用されるべきである。

イ 大分県には同じJNN系列の大分放送（以下「OBS」という。）が存立しており、視聴者にとっては、共通のネット番組をRKBの区域外再送信を通じて視聴する必要は全くなく、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として再送信される地域の放送事業者発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。また、申請者の業務区域と福岡県とでは生活圏としての十分な一体性は認められない。

ウ 区域外再送信を通じてRKBの放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活

の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。福岡地方向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となることが危惧される。地上放送のデジタル放送では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。デジタル放送ではアナログ放送よりもさらに再送信される地域の放送事業者視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。

エ 現状では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、地域免許制度の形骸化をもたらすことになり、断じて受け入れられない。

オ 大分県の放送事業者3社の推計によれば、福岡県の放送事業者5社の区域外再送信による大分県放送事業者に対する経営へのマイナスの影響は、年間売上げの13%弱に相当し、甚だ深刻である。「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している者としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタル放送の区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。

カ デジタル放送の区域外再送信については、著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、法の同意そのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。RKBが購入し、又は制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内の放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、デジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。

キ 放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外再送信でこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くことになる。

ク 有線テレビジョン放送事業者からは、地上放送がデジタル放送に変わるのはアナログ放送からの単純な移行であるから、アナログ放送での再送信に同意していた場合はデジタル放送でも再送信に同意すべきである、との主張がなされているが、有線テレビジョン放送事業者の事業形態の変化等の観点から、この主張は適切ではない。

(2) 協議の経過

RKBは、平成19年2月から平成19年3月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実を立証することが求められている。

については、以下において、RKBが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実の有無を判断する。

(1) 再送信をどの地域で認めるかは放送事業者に固有の判断事項であるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKB等は「放送の再送信をどの地域で認めるかは放送事業者に固有の判断事項である。放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性にかんがみ、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を負っているわけでもない。情報格差の是正等についても、時代の変化等もあり、再送信に同意しなければならない特段の理由ではなく、むしろ、極めて深刻なさまざま

まな弊害がある。」と主張している。しかしながら、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。また、「放送の意図」とは、原則として放送番組の編集意図を指しているものであるところ、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 同一系列のOBSの視聴が適かつ重要であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは「大分県には同じJNN系列のOBSが存立しており、視聴者にとっては、共通のネット番組をRKBの区域外再送信を通じて視聴する必要は全くなく、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として再送信される地域の放送事業者発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。また、申請者の業務区域と福岡県とでは生活圏としての十分な一体性は認められない。」と主張している。しかしながら、どの情報を摄取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的な理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 地元発の地域情報、災害情報が見過ごされるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「区域外再送信を通じてRKBの放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。福岡地方向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となることが危惧される。地上放送のデジタル放送では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。デジタル放送ではアナログ放送よりもさらに再送信される地域の放送事業者視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。」と主張している。しかしながら、緊急災害情報及び地域

情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的な危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RKBの主張には、考慮するに足る具体的な証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由とは認められない。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらすということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「現状では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めるることは、地域免許制度の形骸化をもたらすことになり、断じて受け入れられない。」と主張している。しかしながら、そもそも、地域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、有線テレビジョン放送とは直接的には関係がなく、区域外再送信を行うことと直ちに矛盾するとはいえない。これは、アナログ放送においても平穏に長期にわたって区域外再送信が継続して行われてきたことからも明らかである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 再送信される地域の放送事業者への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「大分県の放送事業者3社の推計によれば、福岡県の放送事業者5社の区域外再送信による大分県放送事業者に対する経営へのマイナスの影響は、年間売上げの13%弱に相当し、甚だ深刻である。「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している者としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタル放送の区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、

又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 著作権法上の問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「デジタル放送の区域外再送信については、著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、法の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。RKBが購入し、又は制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、デジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

なお、RKBは、「法の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。」と主張しているが、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は別の法律に基づく制度であり、法第13条第2項の同意が直ちに著作権法上の許諾の効果を付与するものではなく、RKBの主張は事実誤認であることを申し添える。

(7) CMの地域性ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは「放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外再送信でこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くことになる。」と主張している。しかしながら、「広告主の意図に反する」という主張には、具体的な事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的な事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に、大分県知事からは「本県内の視聴者（消費者）が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したと

しても、そのこと（福岡地区のCMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（8）アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「有線テレビジョン放送事業者からは、地上放送がデジタル放送に変わるのはアナログ放送からの単純な移行であるから、アナログ放送での再送信に同意していた場合はデジタル放送でも再送信に同意すべきである、との主張がなされているが、有線テレビジョン放送事業者の事業形態の変化等の観点から、この主張は適切でない。」と主張している。たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別のものとなっているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で基本的には同一内容の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後はデジタル放送に一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取扱いをする合理的な理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、RKBが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

九州朝日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信ができるテレビジョン放送

九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

2 再送信の業務を行うことができる区域

大分県大分市一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

大分市	明野東1丁目から明野東5丁目まで、明野北1丁目、明野北町、明野高尾1丁目から明野高尾2丁目まで、明野天然町、池の平、明野西1丁目から明野西2丁目まで、明野紅陽台、大字小池原、明野南1丁目から明野南3丁目まで、明野ハイツ1丁目から明野ハイツ2丁目まで、明野法勝台1丁目から明野法勝台4丁目まで、サンランド高城、東原、高城団地、則小池、高城台、大字葛木、コモンライフ高城、大字千歳（見晴台）、大字猪野、大字森、鶴崎コスモス団地、大字森町、大字南、大字鶴瀬、大字常行、大字丸亀、大字下徳丸、大字上徳丸、大字堂園、大字閑門の各全域 大字皆春、大字横尾の各一部
-----	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和48年7月30日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県大分市の一帯において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者であるアル・ケー・ビー毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）、株式会社テレビ西日本（以下「TNC」という。）及び株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し、平成19年1月から平成19年3月まで協議を求めたが、協議が調わなかったとして平成19年3月23日本件申請を行った。

申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成16年6月からは大分県の放送事業者と、平成19年1月からは福岡県の放送事業者と、福岡県の放送事業者の放送対象地域の外において行われる再送信（以下「区域外再送信」という。）に係る協議を平成19年3月まで継続してきた。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、引き続き再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることが視聴、利用している加入者に対しての責務であると考えている。

申請者は、これを実現するために、区域外再送信の同意を得られるよう、福岡県の放送事業者と何度も協議を重ねてきたが、福岡県の放送事業者は、大分県の放送事業者の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始した。また、大分県の放送事業者は、承諾できない最大の理由として、経営に対する

影響が大きすぎるという点を主張し続けてきた。

平成19年1月に入り、申請者が大分県ケーブルテレビ協議会に参加し、話し合いをする中で、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、大分県ケーブルテレビ協議会会員とともに、福岡県及び大分県の放送事業者と協議を継続してきた結果、当事者間協議をこれ以上続けても合意に至る進展が望めないことを双方とも確認するに至り、平成19年3月本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

KBCが、平成19年5月1日法第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 投資面を含めて、漫然とアナログ放送からデジタル放送へ移行しようとしているわけではなく、また、アナログ放送とデジタル放送では免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送とでは、個別に検討する必要がある。したがって、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。

イ KBCは、申請者に対し、平成16年9月1日から平成19年3月末までの間、同社のアナログ放送の区域外再送信について同意しているところ、申請者との協議の過程で、申請者は、KBCが同意した再送信を、事前に報告もないまま実施していないことが明らかになった。KBCは、当該同意について、「当社の全ての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」などを条件としており、申請者の行為が、同意条件に違反するものであることは明白である。このことは、「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである。

ウ 九州ブロック番組には、レギュラーパン組及び単発番組がある。平成17年度の当社のブロック番組は、同時間帯で放送している6つのレギュラーパン組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべて大分朝日放送株式会社（以下「OAB」という。）が系列局として受け局となっている。これらの番組について、KBCでブロックセールスを行う場合、

大分地区については、OABの視聴率を唯一の営業データとしている。OABの視聴率が、KBCの区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他の視聴率」により目減りすることは、KBCの営業セールス上、大きな打撃となる。ましてや、KBCの区域外再送信により、OABがブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、損害は計り知れない。系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。

エ 区域外再送信による福岡県の放送事業者の放送番組の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。また、福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者（消費者）にも混乱を与える。広告主にとっては、放送される区域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へのCMが放送され、クレーム処理が発生することの方が問題である。また、KBCとOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者（契約者）が区域外再送信によりKBCの放送を視聴していれば、大分県の視聴者（契約者）はKBCに出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは再送信される地域の放送事業者である。仮に、KBCが区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに大きな不利を背負うことになる。

（2）協議の経過

KBCは、平成19年1月から平成19年3月まで4回にわたり協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的な事実を立証することが求められている。

については、以下において、KBCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実の有無を判断する。

(1) アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「投資面を含めて、漫然とアナログ放送からデジタル放送へ移行しようとしているわけではなく、また、アナログ放送とデジタル放送では免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送とでは、個別に検討する必要がある。したがって、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。」と主張している。たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別のものとなっているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で基本的には同一内容の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後はデジタル放送に一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取扱いをする合理的な理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 申請者が、アナログ放送において、同意を得ながら再送信をしなかったということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「申請者に対し、平成16年9月1日から平成19年3月末までの間、同社のアナログ放送の区域外再送信について同意しているところ、申請者との協議の過程で、申請者は、KBCが同意した再送信を、事前に報告もないまま実施していないことが明らかになった。KBCは、当該同意について、「当社の全ての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中

「断ないこと」などを条件としており、申請者の行為が、同意条件に違反するものであることは明白である。このことは、「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである。」と主張している。しかしながら、KBCのアナログ放送について、申請者がKBCから同意を得ながら再送信を途中で停止した理由は、地域住民の要望に応えるための防災システムの構築が必要であったため、既存のいずれかのチャンネルを振り替えざるを得なかつたことから、やむなく再送信を停止したものであるとする申請者からの説明があった。この点について、申請者は、「広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域（U27chからU31ch）も確保し伝送する機器も準備が完了」しているとしており、また視聴者の要望も強いことが主張されている。さらに、申請者は再送信を停止するにあたり、KBCに対して事前に通知するべきであったが、無断で再送信を停止したことについて深い反省の意を示しており、さらに、法令遵守の意識を高め再発を防止するため、デジタル放送協議委員会を設置するとともに、コンプライアンスマニュアルを策定し全役職員に配布する等の措置を講ずるとしている。したがって、今後、無断で再送信を停止する可能性が高いとは言えず、過去の違反行為をもって直ちに、今後、デジタル放送の再送信においても放送の意図を害し、又は歪曲する可能性があるとまではいえないであろう。そのため、この主張には、デジタル放送の再送信において、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（3）自社への経営的な影響があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「九州ブロック番組には、レギュラーファン番組及び単発番組がある。平成17年度の当社のブロック番組は、同時間帯で放送している6つのレギュラーファン番組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべてOABが系列局として受け局となっている。これらの番組について、KBCでブロックセールスを行う場合、大分地区についてはOABの視聴率を唯一の営業データとしている。OABの視聴率が、KBCの区域外再送信を含む「その他の視聴率」により目減りすることは、KBCの営業セールス上、大きな打撃となる。ましてや、KBCの区域外再送信により、OABがブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、損害は計り知れない。系列強化という大義を

失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。」と主張している。しかしながら、営業収入などの経営状況や系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題は放送の意図とは直接関係があるとは言えず、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。また、仮に主張するような事実があつたとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 大分県民やOABへの影響があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「区域外再送信による福岡県の放送事業者の放送番組の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的・財産的な不利益を受けることが懸念される。また、福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者（消費者）にも混乱を与える。広告主にとっては、放送される区域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へのCMが放送され、クレーム処理が発生することの方が問題である。また、KBCとOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者（契約者）が区域外再送信によりKBCの放送を視聴していれば、大分県の視聴者（契約者）はKBCに出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは再送信される地域の放送事業者である。仮に、KBCが区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに大きな不利を背負うことになる。」と主張している。

しかしながら、「地元の災害情報や有事情報の確認が遅れる」という主張については、緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的な理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、た

とえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、ＫＢＣの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由とは認められない。

また、「広告主の意図に反する」という主張には、具体的な事実や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的な事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に、大分県知事からは「本県内の視聴者（消費者）が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを見たとしても、そのこと（福岡地区的CMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

さらに、「区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは再送信される地域の放送事業者である。仮に、ＫＢＣが区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに大きな不利を背負うことになる。」という主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、ＫＢＣが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社テレビ西日本は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信ができるテレビジョン放送

株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

2 再送信の業務を行うことができる区域

大分県大分市的一部分（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

大分市	明野東 1 丁目から明野東 5 丁目まで、明野北 1 丁目、明野北町、明野高尾 1 丁目から明野高尾 2 丁目まで、明野天然町、池の平、明野西 1 丁目から明野西 2 丁目まで、明野紅陽台、大字小池原、明野南 1 丁目から明野南 3 丁目まで、明野ハイツ 1 丁目から明野ハイツ 2 丁目まで、明野法勝台 1 丁目から明野法勝台 4 丁目まで、サンランド高城、東原、高城団地、則小池、高城台、大字葛木、コモンライフ高城、大字千歳（見晴台）、大字猪野、大字森、鶴崎コスモス団地、大字森町、大字南、大字鶴瀬、大字常行、大字丸亀、大字下徳丸、大字上徳丸、大字堂園、大字閑門の各全域 大字皆春、大字横尾の各一部
-----	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和48年7月30日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県大分市の一帯において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者であるアル・ケー・ビー毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）、株式会社テレビ西日本（以下「TNC」という。）及び株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し、平成19年1月から平成19年3月まで協議を求めたが、協議が調わなかったとして平成19年3月23日本件申請を行った。

申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成16年6月からは大分県の放送事業者と、平成19年1月からは福岡県の放送事業者と、福岡県の放送事業者の放送対象地域の外において行われる再送信（以下「区域外再送信」という。）に係る協議を平成19年3月まで継続してきた。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、引き続き再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることが視聴、利用している加入者に対しての責務であると考えている。

申請者は、これを実現するために、区域外再送信の同意を得られるよう、福岡県の放送事業者と何度も協議を重ねてきたが、福岡県の放送事業者は、大分県の放送事業者の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始した。また、大分県の放送事業者は、承諾できない最大の理由として、経営に対する

影響が大きすぎるという点を主張し続けてきた。

平成19年1月に入り、申請者が大分県ケーブルテレビ協議会に参加し、話し合いをする中で、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、大分県ケーブルテレビ協議会会員とともに、福岡県及び大分県の放送事業者と協議を継続してきた結果、当事者間協議をこれ以上続けても合意に至る進展が望めないことを双方とも確認するに至り、平成19年3月本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TNCが、平成19年5月1日法第13条第4項に基づき提出した意見書の概要是、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

- ア 地域免許制に基づく地上テレビジョン放送全体の秩序維持、健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されていることを重要視している。その上で、区域外再送信をめぐる状況にかんがみ、当面のこととして、①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できること、の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしている。この方針に照らし合わせ、申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信される地域の放送事業者が承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。
- イ 放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の放送対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。特に豊の国ハイパーネットワークを利用した県内全域にわたる配信能力を有する大分県の有線テレビジョン放送事業者に対して、現時点での同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは、地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反する。
- ウ 地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが欠かせないと考えている。今回の申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信される地域の放送事業者が承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。

- エ 大分県内においては、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の視聴を含む「その他視聴等」は年々上昇してきている等、区域外再送信による大分県の放送事業者の営業的損失は年間数億円規模にのぼる等とされている。再送信される地域の放送事業者が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営の見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考える。このような現実を無視しての同意の判定はしかねる。
- オ 区域外再送信の視聴が常態化すれば、再送信される地域の放送事業者が発信する緊急情報に対する地域住民の接触する機会が減少してしまい、その結果、地域住民は不利益を受けることとなる。再送信される地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生し得ることを懸念している。
- カ 区域外再送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があるが、情報格差是正が有線テレビジョン放送に依存するとその施設の有無又は加入・非加入世帯間で格差を生じる懸念がある。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプランに関する政策により行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考える。
- キ 自社のローカル制作番組や購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていない。したがって、そのエリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要であり、この権利処理について、再送信する有線テレビジョン放送事業者が実際にどのように処理するのか、実務面が不明確なままであり、現状では区域外再送信に同意することはできない。
- ク 著作権法に基づく再送信の許諾に際して、法に基づく再送信同意と著作権法に基づく許諾の二つの基準が存在するという不整合な状況にある。著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信の同意をすることはできない。
- ケ 現在も第104回国会・衆議院「通信委員会」（昭和61年4月）で示された正当な理由の5条件が大臣裁定の判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的発展をとげているなかで、この5条件は有線テレビジョン放送事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状は

余りに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望する。

なお、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送が開始されたが、有線テレビジョン放送事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信されているものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていない。現行のワンセグ放送は、固定受信機向けの放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声については固定受信機向けの放送とのサイマル放送を実施しているが、データ放送については、一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送している。このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えている。将来、放送法でその旨の改正があった場合ワンセグ放送で固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した放送番組を編成すること等も視野に入れており、そのようなサービスを実施するときには、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が番組編成意図を示すことになる。有線テレビジョン放送事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その再送信される地域において、その放送の番組編成意図が損なわれることが懸念される。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識している。

(2) 協議の経過

TNCは、平成19年1月から平成19年3月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的な事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TNCが再送信の同意をしない理由について、再

送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 自社の区域外再送信の同意基準である再送信される地域の放送事業者の承知がないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「地域免許制に基づく地上テレビジョン放送全体の秩序維持、健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者の考え方が確認されていることを重要視している。その上で、区域外再送信をめぐる状況にかんがみ、当面のこととして、①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できること、の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしている。この方針に照らし合わせ、申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信される地域の放送事業者が承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 再送信をどの地域で認めるかについては放送事業者が判断すべき事項であるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の放送対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。特に豊の国ハイパーネットワークを利用した県内全域にわたる配信能力を有する大分県の有線テレビジョン放送事業者に対して、現時点での同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは、地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反する。」と主張している。しかしながら、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断するものである。また、「放送の意図」とは、原則として放送番組の編集意図を指しているものであるところ、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。そもそも、地域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、有線テレビジョン放送とは直接的には関係がなく、区域外再送信を行うことと直ちに矛盾するとはいえない。これは、アノロ

グ放送においても平穏に長期にわたって区域外再送信が継続して行われてきたことからも明らかである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 再送信される地域の放送事業者の承諾がないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが欠かせないと考えている。今回の申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信される地域の放送事業者が承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 再送信される地域の放送事業者の経営へ悪影響があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「大分県内においては、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の視聴を含む「その他視聴等」は年々上昇してきている等、区域外再送信による大分県の放送事業者の営業的損失は年間数億円規模にのぼる等とされている。再送信される地域の放送事業者が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営の見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めるることは、その経営に与える影響は大きいと考える。このような現実を無視しての同意の判定はしかねる。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 再送信される地域の視聴者の不利益になるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「区域外再送信の視聴が常態化すれば、再送信される地域の放

送事業者が発信する緊急情報に対する地域住民の接触する機会が減少してしまい、その結果、地域住民は不利益を受けることとなる。再送信される地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生し得ることを懸念している。」と主張している。しかしながら、緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的な危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、TNCの主張には、考慮するに足る具体的な証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由はない。

(6) チャンネル格差の是正は区域外再送信とは別問題であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「区域外再送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があるが、情報格差の是正が有線テレビジョン放送に依存するとその施設の有無又は加入・非加入世帯間で格差を生じる懸念がある。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプランに関する政策により行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考える。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 著作権処理を行えるか不明確であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「自社のローカル制作番組や購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていない。したがって、そのエリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要であり、この権利処理について、再送信する有線テレビジョン放送事業者が実際にどのように処理するのか、実務面が不明確なままであり、現状では区域外再送信に同意することはできない。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の

許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたり勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(8) 再送信同意と著作権法上の許諾が不整合であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「著作権法に基づく再送信の許諾に際して、法に基づく再送信同意と著作権法に基づく許諾の二つの基準が存在するという不整合な状況にある。著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信の同意をすることはできない。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(9) 大臣裁定制度を見直すべきであること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「現在も第104回国会・衆議院「通信委員会」（昭和61年4月）で示された正当な理由の5条件が大臣裁定の判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的発展をとげているなかで、この5条件は有線テレビジョン放送事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状は余りに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望する。

なお、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送が開始されたが、有線テレビジョン放送事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信されているものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていない。現行のワンセグ放送は、固定受信機向けの放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声については固定受信機向けの放送とのサイマル放送を実施しているが、データ放送については、一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送している。このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えている。将来、放送法でその旨の改正があった場合ワンセグ放送で固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した放送番組を編成すること等も視野に入れており、そのようなサービスを実施するときには、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が番組編成意図を示すことになる。有線テレビジョン放送事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、そ

の再送信される地域において、その放送の番組編成意図が損なわれることが懸念される。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識している。」と主張している。しかしながら、前段における大臣裁定制度の見直しは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、後段のワンセグ放送についての主張は、将来的な可能性を示唆したものに過ぎず、現時点において、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TNCが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社福岡放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信ができるテレビジョン放送

株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

2 再送信の業務を行うことができる区域

大分県大分市的一部分（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

大分市	明野東 1 丁目から明野東 5 丁目まで、明野北 1 丁目、明野北町、明野高尾 1 丁目から明野高尾 2 丁目まで、明野天然町、池の平、明野西 1 丁目から明野西 2 丁目まで、明野紅陽台、大字小池原、明野南 1 丁目から明野南 3 丁目まで、明野ハイツ 1 丁目から明野ハイツ 2 丁目まで、明野法勝台 1 丁目から明野法勝台 4 丁目まで、サンランド高城、東原、高城団地、則小池、高城台、大字葛木、コモンライフ高城、大字千歳（見晴台）、大字猪野、大字森、鶴崎コスモス団地、大字森町、大字南、大字鶴瀬、大字常行、大字丸亀、大字下徳丸、大字上徳丸、大字堂園、大字閑門の各全域 大字皆春、大字横尾の各一部
-----	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和48年7月30日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県大分市の一帯において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者であるアル・ケー・ビー毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）、株式会社テレビ西日本（以下「TNC」という。）及び株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し、平成19年1月から平成19年3月まで協議を求めたが、協議が調わなかったとして平成19年3月23日本件申請を行った。

申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成16年6月からは大分県の放送事業者と、平成19年1月からは福岡県の放送事業者と、福岡県の放送事業者の放送対象地域の外において行われる再送信（以下「区域外再送信」という。）に係る協議を平成19年3月まで継続してきた。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、引き続き再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることが視聴、利用している加入者に対しての責務であると考えている。

申請者は、これを実現するために、区域外再送信の同意を得られるよう、福岡県の放送事業者と何度も協議を重ねてきたが、福岡県の放送事業者は、大分県の放送事業者の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始した。また、大分県の放送事業者は、承諾できない最大の理由として、経営に対する

影響が大きすぎるという点を主張し続けてきた。

平成19年1月に入り、申請者が大分県ケーブルテレビ協議会に参加し、話し合いをする中で、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、大分県ケーブルテレビ協議会会員とともに、福岡県及び大分県の放送事業者と協議を継続してきた結果、当事者間協議をこれ以上続けても合意に至る進展が望めないことを双方とも確認するに至り、平成19年3月本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

FBSが、平成19年4月26日法第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

- ア 地域免許制度に基づいて、福岡県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められたところ、IP再送信と同様に有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」が尊重されるべきである。
- イ 有線テレビジョン放送事業者は、テレビジョン放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条（公衆送信権等）および第99条（有線放送権）で規定される放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要である。有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別であり、地域免許制度との整合性に加え、この二つの基準の整合性に関する検討が必要である。
- ウ 大臣裁判制度導入後、多くの地上放送を行う放送事業者の開局がある一方で、ケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げている。昭和61年当時の委員会答弁にある「5条件」が、判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的な発展を遂げている中で、この「5条件」は最低限遵守すべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりにも乖離している。再送信に関する大臣裁判制度は、地域免許制度及び著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情を理解し、大臣裁判制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものである。

エ 区域外再送信は、放送事業者の公共性とは無関係である。チャンネル格差は正を区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブルテレビの非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差は正に役立つかどうかは非常に疑問である。チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当てて、格差を是正するのが本筋である。

オ 地上デジタル放送の区域外再送信の同意については、再送信される地域の放送事業者の納得（了解）を得ることを前提に、①アナログ放送で適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できることの3条件を総合的に判断し同意基準としているが、申請者はその基準を満たしていない。

カ 区域外再送信の同意については、再送信される地域の放送事業者の納得（了解）を得ることが条件である。緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビジョン放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせない。同意することによって再送信される地域の放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかない。

キ 区域外再送信の視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化にマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではない。区域外再送信の視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念される。地域活性化のために有線テレビジョン放送事業者が果たす役割は、本来、地域情報を充実し、地域経済・文化の発展に寄与することである。

ク 区域外再送信の視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧される。このような観点からも再送信される地域の放送事業者の放送番組が本来見られるべきである。

ケ 広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される

結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定される。その結果、FBSは広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主とFBSは視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることになる。CMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上問題があり、広告主ならびに視聴者のために適切でない。

コ 系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではない。

サ FBSの放送対象地域外での有線テレビジョン放送事業者による再送信に関する著作権の権利処理は通常されていない。有線テレビジョン放送事業者による再送信に関する権利処理は当該事業者が責任を持つものではあるが、FBSの判断を超えるエリアで再送信が行われることは、権利処理の問題をより深刻にするものである。

シ 有線テレビジョン放送事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、有線テレビジョン放送事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書（写し）の精査や定期的な再送信実態把握など行政事務上の改善を求める。

（2）協議の経過

FBSは、平成19年1月から平成19年3月まで3回にわたり協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある

場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的な事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、FBSが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実の有無を判断する。

(1) 放送の意図としての地域性を尊重するべきということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「地域免許制度に基づいて、福岡県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められたところ、IP再送信と同様に有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」が尊重されるべきである。」と主張している。しかしながら、「放送の意図」とは、原則として放送番組の編集意図を指しているものであるところ、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 再送信同意と著作権法の許諾が不整合であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「有線テレビジョン放送事業者は、テレビジョン放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条（公衆送信権等）および第99条（有線放送権）で規定される放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要である。有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別であり、地域免許制度との整合性に加え、この二つの基準の整合性に関する検討が必要である。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 大臣裁定制度を見直すべきであるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「大臣裁定制度導入後、多くの地上放送を行う放送事業者の開局がある一方で、ケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど再送信

をめぐる環境は大きな変化を遂げている。昭和61年当時の委員会答弁にある「5条件」が、判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的な発展を遂げている中で、この「5条件」は最低限遵守すべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりにも乖離している。再送信に関する大臣裁定制度は、地域免許制度及び著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情を理解し、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものである。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) チャンネル格差の是正は区域外再送信とは別問題であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信は、放送事業者の公共性とは無関係である。チャンネル格差の是正を区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブルテレビ非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差の是正に役立つかどうかは非常に疑問である。チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当てて、格差を是正するのが本筋である。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 自社の区域外再送信の同意基準に合致しないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「地上デジタル放送の区域外再送信の同意については、再送信される地域の放送事業者の納得（了解）を得ることを前提に、①アナログ放送で適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できることの3条件を総合的に判断し同意基準としているが、申請者はその基準を満たしていない。」と主張している。しかしながら、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうか

がわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 再送信される地域の放送事業者の承諾がないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信の同意については、再送信される地域の放送事業者の納得（了解）を得ることが条件である。緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者そのための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビジョン放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせない。同意することによって再送信される地域の放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかない。」と主張している。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 地域活性化にマイナスであるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信の視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化にマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではない。区域外再送信の視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念される。地域活性化のために有線テレビジョン放送事業者が果たす役割は、本来、地域情報を充実し、地域経済・文化の発展に寄与することである。」と主張している。しかしながら、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的な理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(8) 再送信される地域の視聴者の不利益につながるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信の視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情

報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧される。このような観点からも再送信される地域の放送事業者の放送番組が本来見られるべきである。」と主張している。しかしながら、地元情報や緊急災害情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的な危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、FBSの主張には、考慮するに足る具体的な証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由とは認められない。

（9）区域外再送信のCM問題ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定される。その結果、FBSは広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主とFBSは視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることになる。CMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上問題があり、広告主ならびに視聴者のために適切でない。」と主張している。しかしながら、「広告主の意図に反する」という主張には、具体的な事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的な事実が認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、大分県知事からは「本県内の視聴者（消費者）が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと（福岡地区的CMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかが

わしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(10) 系列ネットワークへの影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではない。」と主張している。しかしながら、系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題は放送の意図とは直接関係があるとは言えず、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(11) 著作権処理ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「FBSの放送対象地域外での有線テレビジョン放送事業者による再送信に関する著作権の権利処理は通常されていない。有線テレビジョン放送事業者による再送信に関する権利処理は当該事業者が責任を持つものではあるが、FBSの判断を超えるエリアで再送信が行われることは、権利処理の問題をより深刻にするものである。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(12) 有線テレビジョン放送事業者の違法再送信に対して行政が厳正に対処すべきことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「有線テレビジョン放送事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、有線テレビジョン放送事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書（写し）の精査や定期的な再送信実態把握など行政事務上の改善を求める。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意

しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、FBSが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。